



緊急地震速報を見聞きした際の対応行動⑥

6. 学校にいた時

基本的行動

- ◆先生は、迅速に児童・生徒に対して大きな声で行動を指示するとともに、避難経路を確保し、カーテンを閉める
- ◆生徒は、ヘルメットや防災頭巾を着用し机の下に隠れ、机の脚をしっかりと持って安全を確保する



●学校内では、『安全な場所』へ移動し、頭を守って身を低くすることが基本です。

緊急地震速報を入手する手段

校内放送、防災行政無線
戸別受信機、緊急地震速報受信端末



強い揺れから身を守るための事前の備え

- ・校内の「安全な場所」を確認するとともに、色々な場所での対応行動を確認しておく。
- ・通学中の対応行動についても確認しておく。

受賞おめでとうございました！
作品はこちら
これからも家族やまわりの人と
防災訓練がんばってくださいね！



くんれんは
みらいのいのちを
だいじなじかん
はづぶ



平成28年度高知県「南海トラフ地震に備えよう！」
啓発ポスター・標語コンクール 標語部門で
南国市立大湊小学校2年山本倅菜さんが
最優秀賞を受賞されました！



「南海トラフ地震に備えよう！」
標語コンクール 最優秀賞受賞！

■問い合わせ／危機管理課 880・6575

平成29年春季全国火災予防運動

3月1日(水)～7日(火) 全国一斉実施！

3月1日から7日まで、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。春は季節風の強い日が多く、市内中小河川のしゅんせつ工事や山田堰関係の「川干」と重なるため、ちょっとした不注意から思わぬ大火となる恐れがあります。

放火による火災を防ぐため、家の周りに燃えやすいものを置かないように注意しましょう。

また、春には山菜採りなど入山者も多くなり、たばこの投げ捨て、たき火、火入れなどの不始末で一瞬のうちに貴重な山林を焼失させます。一人ひとりが心がけて山火事を防ぎましょう。

お出かけ前、おやすみ前にはもう一度、火の取り扱いには慎重に、火災の発生を防止しましょう。

防火演奏のご案内

◎長岡西部保育所・岡豊保育園幼年防火クラブ

■日時／3月2日(木) 10:15～

■場所／南国消防本部 車庫前

◎吾岡保育園幼年防火クラブ

■日時／3月7日(火) 10:15～

■場所／マルナカ南国店 駐車場

※両日ともゴメンジャーと一緒に演奏応援します。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

(3つの習慣・4つの対策)

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対しない。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問い合わせ

消防本部予防課 ☎863-3511

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

受給資格期間の短縮

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となります。

※資格期間→保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金等の加入期間など

制度改正の注意点

- ①年金を受給するための年齢要件は変更ありません。平成29年8月1日時点で資格期間10年を満了し、年齢が到達されている方は平成29年9月分からの年金を請求手続きいただけます。
- ②遺族年金や障害年金の権利を有している場合、老齢年金を決定しても併給調整により停止となることがあります。今回の制度改正によって手続きを行っても、お客様の受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ③今回の改正は老齢給付が対象です。遺族年金や障害年金の受給要件はこれまでどおり変更ありません。
- ④年金保険料を納めた月数に応じて年金額が決まります。

■問い合わせ／南国年金事務所 ☎864-1111

(自動音声案内①→②を押してください。お客様相談室に繋がります。)

市民課年金係 ☎880-6555

年金請求書の送付時期

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、お客様のご自宅宛てに老齢年金の請求書(黄色)を発送します。

黄色の請求書が届かない方でも、任意加入や後納制度により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますのでご自身の資格期間をご確認ください。

黄色の請求書は平成29年2月下旬～7月上旬にかけて順次発送を行います。

お客様の手続き

黄色の請求書がお手元に届き次第、3月1日以降に市区町村にて必要な各種証明書類の発行を受け、南国年金事務所等で手続きを開始してください。